制定 平成17年10月26日決裁 改正 平成25年3月13日決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、道路の照明を確保し、もって歩行者の安全と犯罪の防止を図るために設置する防犯灯の設置の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「防犯灯」とは、道路を照明するもので夜間における道路歩行中の事故及び犯罪を未然に防止するため、市が設置するものをいう。

(設置基準)

- 第3条 防犯灯の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 電柱又はこれに類する柱が設置済み又は設置可能であり、低圧電線が配線済み又は配線可能であること。
 - (2) 次のアからオのいずれかの場合に該当すること。
 - ア 市街地及び住宅密集地では、設置しようとする場所から既設の防犯灯まで の直線距離が概ね30メートル以上で他の照明器具がなく、かつ、概ね10世帯 以上の住宅が隣接している場合
 - イ 郊外及び集落間では、設置しようとする場所から既設の防犯灯までの直線 距離が概ね50メートル以上で他の照明器具がない場合
 - ウ 道路に屈曲が多くて見通しが悪く既設の防犯灯及び照明器具だけでは照明 の確保ができない場合
 - エ 通学路で、特に必要と認められる場合
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

[一部改正 (平成 25 年 3 月 13 日決裁)]

(規格)

第4条 防犯灯の灯具は、自動的に点灯及び消灯し、終夜点灯するもので、原則として20ワットの蛍光式又は同照度のLED式とする。ただし、防犯及び交通安全上、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

[一部改正 (平成 25 年 3 月 13 日決裁)]

附則

この基準は、平成17年11月1日から施行する。

附則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。